

## 第17回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会

### < 提案 > 経済産業省への提言（改訂版）

2007年12月12日

（特活）メコン・ウォッチ 松本 悟

これまでの委員会での議論をふまえ、委員会の最終報告書には、経済産業省への以下のような趣旨の提言を盛り込むことを提案します。これら提言は、ジェットロからではなく、あくまで外部委員からの意見として経済産業省に直接提出するのがいいのではないかと思います。

1. 公的資金を投じて発展途上国など国外の開発事業や貿易を支援する際に、国際的な水準の環境社会配慮を行うことは時代の趨勢である。「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」及び「石油資源開発等支援調査」に係る環境社会配慮ガイドラインは、本来委託元である経済産業省が定めるべきものであり、今回のジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会の議論を参考にしながら、自らのガイドラインの策定を検討して頂きたい。
2. 経済産業省の環境社会配慮ガイドラインが整うまでの間、本委員会で議論したような委託調査においては、国際的な水準の環境社会配慮を実施できることを受託の要件として頂きたい。それによって、ジェットロのみならず、入札に参加する民間企業・民間研究機関なども国際的な水準の環境社会配慮を導入することにつながる。
3. 「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」及び「石油資源開発等支援調査」の和文・英文の報告書は、経済産業省が自らのホームページで公開して頂きたい。早急に対応できない場合は、当面受託者が公開できるようにして頂きたい。
4. 「地球環境・プラント活性化事業等調査」だけでなく、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」及び「石油資源開発等支援調査」についても、調査が事業に結びついたかどうかをフォローアップ調査し、その中で環境・社会面での影響についても把握して頂きたい。その際、フォローアップ調査の報告書をホームページ等で公開して頂きたい。